入札契約・積算基準・工事管理等に関する取組みについて

平成29年7月

あなたに、ベスト・ウェイ。

NEXCO 東日本

はじめに

東日本高速道路㈱における入札契約･積算基準･工事管理等に関する取組みについて紹介します。

1. 入札契約方式等に関する取り組み　（P 2 ～ P11）

2. 積算基準等に関する取組み　（P12 ～ P30）

3. 工事管理等に関する取組み　（P31 ～ P35）

1．入札契約方式等に関する取り組み

◇入札契約方式の概念図（工事）

■ NEXCO東日本における入札契約方式の概念図（工事）

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">競争契約《原則》</th><th>随意契約</th></tr>
<tr><td>WTO基準額
（H28・29年度）
24.7億円</td><td colspan="3">一般競争入札（WTO適用）
契約制限価格が、WTO基準額以上の工事で入札公告を行い競争参加者を募集することにより、競争に付す方法</td><td rowspan="3">特定随意契約
特命随意契約

「特定随意契約」
市場競争が存在しない場合又は市場競争に付すことが不適当な場合に理由を付してできる方法（①法令等による相手方特定、②技術・経験等による相手方特定）

「特命随意契約」
市場競争は存在するが、特別事情が存在する場合に理由を付してできる方法（③緊急調達、④追加調達、⑤継続調達、⑥近接調達、⑦資機材所有、⑧知的財産権）</td></tr>
<tr><td>250万円</td><td>条件付一般競争入札
契約制限価格が、WTO基準額未満の工事で「一定条件を付して」入札公告を行い競争参加者を募集することにより、競争に付す方法</td><td>拡大型指名競争入札
契約制限価格が、WTO基準額未満の工事で次のいずれかに該当する工事の場合に、当社が指名基準に基づき指名した者の他に非指名業者であっても、工事実績を有する者の競争参加を認め競争に付す方法</td><td>指名競争入札（原則廃止）
契約制限価格が、WTO基準額未満の工事で次のいずれかに該当する工事の場合に、当社の指名基準に基づき指名した者で、競争に付す方法</td></tr>
<tr><td>0円</td><td></td><td colspan="2">簡易型競争入札とすることができる
契約制限価格が、250万円以下の競争契約について、「条件付一般競争入札」、「拡大型指名競争入札」、「指名競争入札」に拠らず、当社が指名基準に基づきなるべく2者以上の指名した者で付す方法</td></tr>
</table>

◇入札契約方式の選択（工事）

■ NEXCO東日本における入札契約方式の構成要素

(1)契約方式	(2)競争参加者の設定方法	(3)落札者の選定方法	(4)支払方式
□契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法 ➢原則：『設計・施工分離発注方式』	□契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法 ➢原則：『一般競争入札』または『条件付一般競争入札』	□契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法 ➢原則：『総合評価落札方式』	□契約の対価を支払う方法 ➢原則：『総価単価契約方式』または『総価契約方式』
設計・施工分離発注方式（NEXCO東の標準） 詳細設計付き工事発注方式（橋梁上部工工事）	一般競争入札 条件付一般競争入札 拡大型指名競争入札 指名競争入札 随意契約	総合評価落札方式（価格＋技術） 自動落札方式（価格） 技術提案・交渉方式（技術）	総価単価契約方式（土木工事） 総価契約方式（施設工事）

◇総合評価落札方式(1/2)

■ 総合評価落札方式の概要

【概要】
契約制限価格の範囲内で入札された価格に基づく「価格評価点」と技術提案書等に基づく「技術評価点」を総合的に評価することにより、会社にとって最も有利な者を落札者として決定する方式

① 技術提案評価型

技術的工夫の余地がある工事において、民間企業の優れた技術力を活用することによる当該工事のコスト縮減、ライフサイクルコストを含む総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能、工事中における安全対策・交通の確保・環境の維持、工期の短縮等を目的として、当社があらかじめ指定する範囲についての施工方法等(標準案)に対し競争参加者に技術提案の提出を求め、その内容に基づき技術評価を行う方法

② 工事実績評価型

技術的工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性及び優良企業へのインセンティブ付与に期するために、同種工事の実績や同種工事の成績や表彰実績等に関する技術資料の提出を求め、その内容に基づき技術評価を行う方法

③ 施工体制確認型

技術提案評価型又は工事実績評価型を適用する工事で、低入札価格調査の対象となることが多い工事種別又は工事内容で、特に適切な施工体制を確保する必要があると契約責任者が認める工事について、開札結果に応じて入札者に対し施工体制等を確認するための資料の提出を求め、ヒアリングを行った結果を評価し、技術提案評価型、工事実績評価型で得られた技術評価と合算により評価を行う方法

◇総合評価落札方式(2/2)

■ 総合評価落札方式の評価値等について

■価格評価の方法

価格評価点＝ 式①×0.5 ＋ 式②×0.5

式①＝価格評価点の配点×(1－((入札価格－調査基準価格) / (契約制限価格－調査基準価格))^2)＋定数

なお、入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、「価格評価点の配点＋定数」を付与する。

式②＝価格評価点の配点×(1－((入札価格－重点調査価格) / (契約制限価格－重点調査価格))^2)＋定数

なお、入札価格が重点調査価格を下回る価格である場合は、「価格評価点の配点＋定数」を付与する。

■工事の技術評価と価格評価の配点(標準)

	技術評価点		価格評価点	定数
	技術評価点	施工体制評価点		
技術提案評価型 (施工体制確認型)	30点 (20点)	(10点)	30点	40点
工事実績評価型 (施工体制確認型)	20点 (20点)	－ 10点	20点 (30点)	60点 (40点)

■評価値の概念図
技術提案評価型（技術３０点・価格３０点の例）

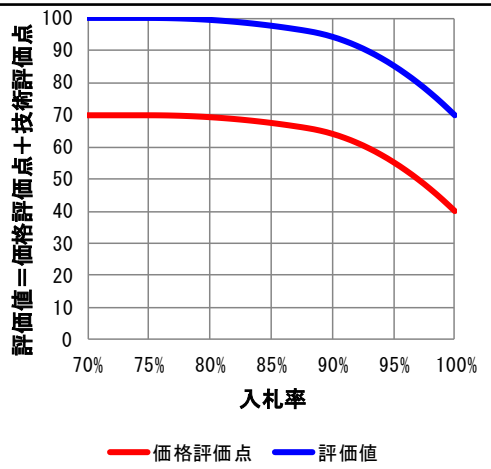

◇低入札価格調査(1/2)

■ 低入札価格調査制度の概要

【概要】
　落札予定者の入札価格が調査基準価格(適正な履行がなされない恐れがあると認められる価格)を下回る額である場合に、その入札価格の妥当性について調査を行うものです。

■低入札調査基準価格の設定

　当社が発注する工事、調査等業務では、次に示すとおり低入札調査基準価格を設定しています。

◆工事における基準価格

○低入札調査基準価格　：　直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費等×55%

○重点調査価格　：　工事価格対象額※2×75%

○数値的判断基準【失格基準】※1：　工事価格対象額※2×70%

※1　WTO対象工事等に該当する工事を除く
※2　工事価格対象額＝直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等
※　詳細は、ホームページ上で公表している「工事における低入札価格調査について(要領)」を参照

◇低入札価格調査(2/2)

■ 低入札価格調査の流れ

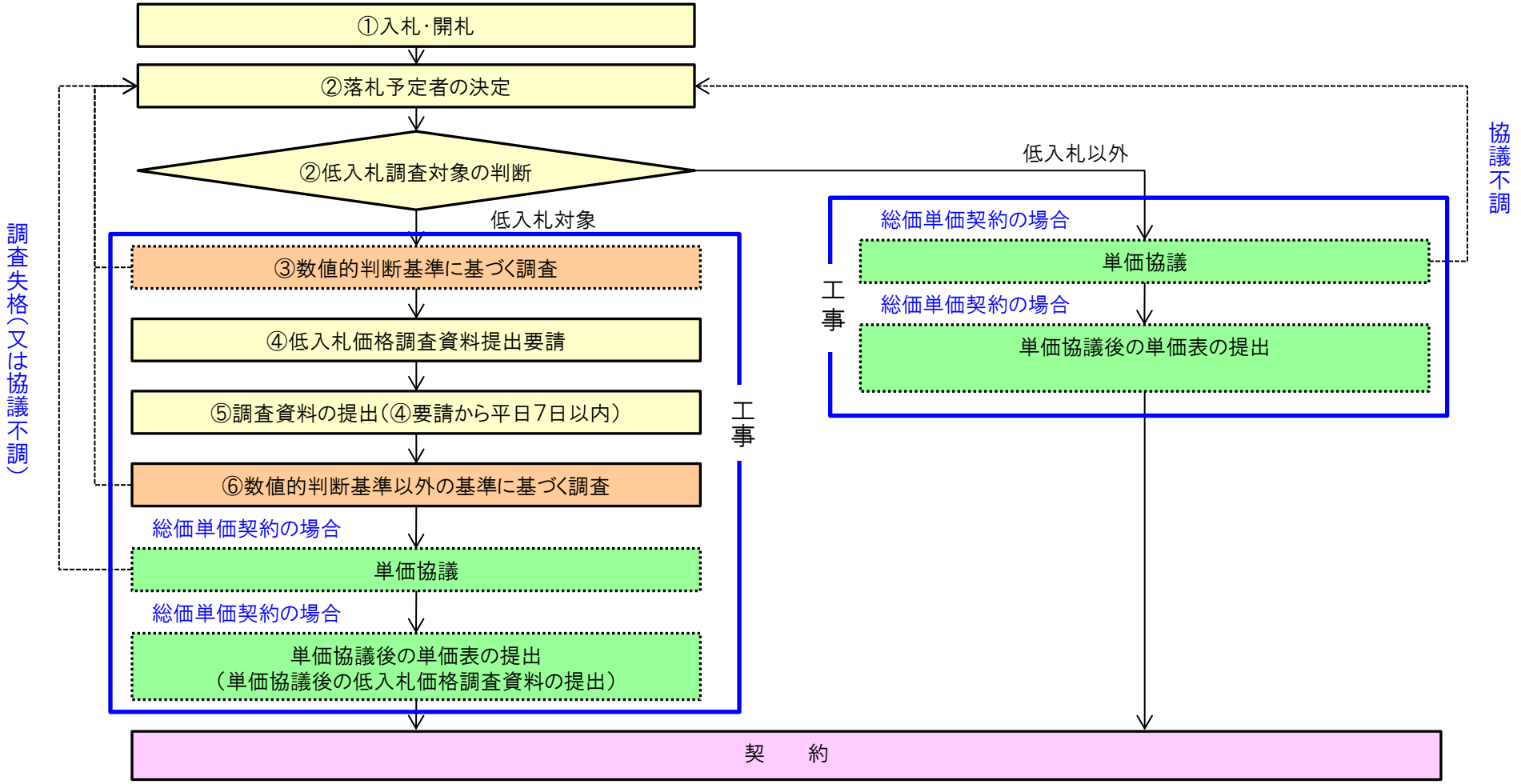

◇入札前価格交渉方式

■ 入札前価格交渉方式の概要

【概要】

入札前価格交渉方式は、契約制限価格の設定において、入札前に全ての入札参加者から（当初）見積書の提出を求め、全ての参加者と提出された見積内容について、工事等の目的物の性能・機能等を確保する上でその見積額が適切であるかどうか技術的交渉を行い、交渉後再提出された（最終）見積書を反映した契約制限価格の設定を行った後に、入札を行うものです。

【目的】

より適正な契約制限価格の設定のため、資材等の急激な高騰など価格変動が著しい工事、特殊な施工条件下の工事、機器製作が主体となる工事などで、当社の積算基準類を用いることが合理的でないと認められる場合については、入札参加者の見積書を反映した契約制限価格の設定を行うものです。

【手続きの流れ】

※（条件付）一般競争入札の場合

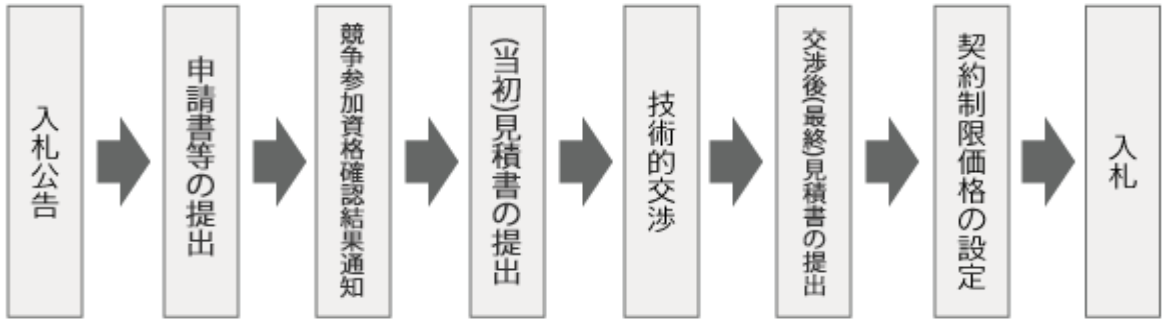

◇拡大型指名競争入札

■ 拡大型指名競争入札の概要

【概要】

拡大型指名競争入札方式は、公募を併用した指名競争入札方式であり、当社に資格登録している有資格者で、当社が設定した競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、入札参加を認めるものです。

【目的】

入札不調となる恐れの高い工事については、指名競争入札により確実な競争参加者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、競争性の拡大を図り、調達の確実性を高めるため行うものです。

【手続きの流れ】

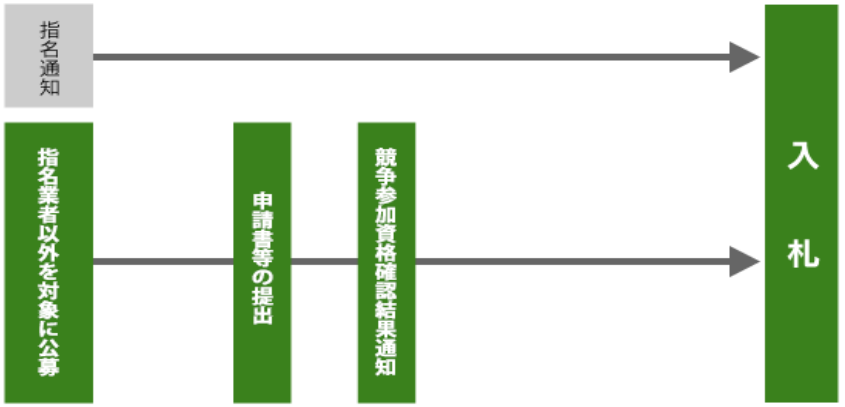

◇その他

■ 競争参加資格要件の緩和（技術者の配置要件緩和）

【概要】
　技術者不足に起因する入札不調対策として、配置予定技術者の資格及び工事の経験を競争参加資格としないこととし、契約締結後の配置要件とする取り組みを実施しています。
（※高度な技術提案を求める等配置予定技術者の資格及び経験の審査が必要となる工事を除く）

■ 発注見通し公表の充実

【概要】
　発注見通しについて、各年度4回（4月、7月、10月、1月）公表を実施しています。
公表内容として、発注機関、調達方式、工種、工事名、工事箇所、工期、工事概要、公告予定時期、入札予定時期を記載しています。

2. 積算基準等に関する取組み

２－１　最近の改訂状況

◇最近の改訂状況①

➢ 労務・資機材、諸経費の主な見直し

工種	主な改正項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
労務・資機材等	材料価格は建設物価（一般財団法人建設物価調査会）と積算資料（一般財団法人経済調査会）に掲載されている実勢価格を平均して採用				●	
	設計労務単価、設計技術者単価の改訂（※H26.2,H27.2,28.2,H29.3）	※	※	※	※	
	排出ガス対策型建設機械の普及実態を反映し機械経費を見直し			□		
	トラッククレーン（5t以上100t未満）をラフテレーンクレーンに機種変更				●	
	物価資料等から求められる標準単価を積算基準として制定	☆				
諸経費	土木設計業務等の設計基準における設計業務の「一般管理費」、測量・土質地質調査の「諸経費」を改訂			○		
	土木工事積算基準における諸経費（現場管理費、一般管理費等）を改訂			■		
	土木工事の積算に用いる諸経費（共通仮設費、現場管理費）の適用を新設工事と修繕工事に区分し諸経費率を見直し			□		
	市街地等の施工における共通仮設費率、現場管理費率の施工地域区分・補正方法の見直し	☆	★			

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

◇最近の改訂状況②

➢ 土工、基礎地盤安定工、用排水工の主な見直し

工種	主な改訂項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
土　工	工事規模の区分を一部改定 （維持土工と統合し特小規模施工区分を拡大）		★		●	
	小規模構造物掘削の施工歩掛等を一部改訂	☆	★			
	施工機械、搬土距離の見直し			◇		
	ダンプトラックの標準積載量を一部改訂		★			
	切土部･盛土部のり面仕上げ費の施工歩掛を改訂	☆				
拡幅土工	拡幅土工の小規模構造物掘削の施工歩掛を一部改訂	☆	★			
	拡幅土工のダンプトラックの標準積載量を一部改訂		★			
基礎地盤安定工	自走式土質改良工を新規制定	☆				
	スラリー攪拌工（CDM工法）を新規制定	☆				
	高圧噴射攪拌工を新規制定	☆				
用排水工	用排水溝の施工歩掛を一部改訂	☆	★			

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

◇最近の改訂状況③

➢ 仮設工の主な見直し

工種	主な改訂項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
仮設工	鋼矢板打込み･引抜きの施工機械の適用区分を改訂	☆				
	仮設防護柵工(連続基礎ブロック)を新規制定	☆				標準単価
	土砂等崩落防止柵の施工歩掛を一部改訂(名称変更含む)		★			
	仮設土留工の施工歩掛を一部改訂		★	◇		
	仮道路及び仮水路の施工歩掛を一部改訂		★			
	仮囲い大型土のう工の施工歩掛を一部改訂			◇		
	工事用仮桟橋の施工歩掛を一部改訂		★	◇		
	工事用道路維持補修費の施工歩掛を一部改訂		★			
	コンクリート構造物の取壊しの施工歩掛を一部改訂		★			

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

◇最近の改訂状況④

➢ のり面工の主な見直し

工種	主な改正項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
のり面工	コンクリートブロック枠工、中詰工の施工歩掛を改訂		★			
	落石防護柵工の施工歩掛を一部改訂		★			
	落石防止網工の施工歩掛を改訂			◇		市場単価
	現場打枠工（吹付のり枠工）の代価を改訂			◇		市場単価
	アンカー工の削孔機種及び施工歩掛を一部改訂		★			
	アンカー工の施工歩掛等を改訂	☆		○		市場単価
	コンクリートブロック積工の施工歩掛を改訂			◇		市場単価
	大型コンクリートブロック積工の施工歩掛を改訂		★			
	コンクリートブロック張工の補助機械を改訂		★			
	基礎材の施工歩掛を改訂		★			
	切土補強土の施工歩掛を一部改訂		★			本編取込
	補強土壁工の施工歩掛を一部改訂			◇		
	植生マット工の施工歩掛を一部改訂			◇		市場単価
	種吹付工の施工歩掛を改訂			○		市場単価
	植生基材吹付工の施工歩掛を改訂			○		市場単価

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

◇最近の改訂状況⑤

➢ コンクリート構造物工、PC橋、鋼橋工の主な見直し

工種	主な改正項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
コンクリート構造物工	コンクリートの歩掛・施工機械等を改定				◆	
	コンクリート打設区分に10㎥以下の区分を設定		★			
	無溶接工法による場所打ち杭用かご筋の組立歩掛制定		★			
	型枠工の施工歩掛を一部改定（上部工用型枠、移動型枠）		★	◇	◆	
	足場工の構造物区分及び施工歩掛を一部改訂		★			
	支保工の数量算出範囲を一部改訂		★		◆	
	機械式鉄筋定着加工費を新規制定	☆				
	鋼細幅箱桁橋の固定型わく工の新規制定	☆				
PC橋工	場所打桁橋の施工歩掛を一部改訂		★			
	鋼橋の架設(トラッククレーンベント架設工法)の施工歩掛の改訂	☆				
	鋼橋足場工の施工歩掛の改訂	☆				
鋼橋工	鋼橋足場工、鋼橋防護工の施工歩掛を一部改訂			◇		
	鋼構造物の輸送の施工歩掛を一部改訂			◇		
	T継手溶接工、板継溶接工の製作歩掛を一部改訂		★			
	高力ボルト本締工の施工歩掛を一部改訂		★			

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

◇最近の改訂状況⑥

➢ 構造物修繕工、舗装(修繕)工、交通安全・管理施設工の主な見直し

工種	主な改正項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
構造物修繕工	橋梁補修用足場工、鋼橋側面塗装足場工の代価を一部改訂		★	◇		
	橋梁塗替塗装の素地調整作業の代価を一部改訂			□		
	コンクリート表面保護工の新規制定	☆				標準単価
舗装工・舗装修繕工	橋梁床版面の残アスファルト合材等の取除き費における施工歩掛を改訂		★			
	事前コア採取費の施工歩掛を改訂		★			
	段差修正工の施工歩掛を一部改訂		★			
	簡易舗装工の施工歩掛を一部改訂			◇		
	合材(又は廃材)ダンプトラックの標準積載量を一部改定		★			
	床版防水工(グレードⅡ)を新規制定	☆				
交通安全・管理施設工	ガードレールの施工歩掛を一部改訂		★	◇		一部市場単価
	ガードケーブルの施工歩掛を一部改訂		★	◇		
	プレキャストコンクリート製防護柵の歩掛を新規制定			◇		
	標識工、車線分離標、縁石工の施工歩掛を一部改訂			◇		
	撤去歩掛の新規制定	☆				

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

◇最近の改訂状況⑦

➢ 床版取替工、ロッキング橋脚耐震補強工等の新規制定

工種	主な改正項目	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	備　考
交通規制工	交通規制工の施工歩掛を一部改訂				●	
	交通保安要員の新規制定		★			
床版増圧工	床版防水工(グレードⅠ)の施工歩掛の改訂			○		市場単価
床版取替工	床版取替工の新規制定	☆				
ロッキング橋脚 耐震補強工	ロッキング橋脚耐震補強工の新規制定	☆				
中央分離帯改良工	対面通行用中央分離帯改良工の新規制定	☆				

凡例：☆H29.7　★H28.7　□H27.10　◇H27.7　■H27.5　○H27.4　●H26.10　◆H26.7

NEXCO 東日本

2. 積算基準等に関する取組み

２－２　平成29年7月の主な改訂概要
（土木工事積算基準）

◇共通仮設費・現場管理費

◇共通仮設費率、現場管理費率の施工地域区分・補正値及び補正方法（加算方式から率を乗じる補正）の見直し

【現行】

施工場所区分	共通仮設費 補正値(%)	現場管理費 補正値(%)
市街地	2．0	1．5
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1．5	1．0
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	―	―

※一般交通等の影響を受ける場合　ⅰ）施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
ⅱ）施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
ⅲ）施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

【改訂】

施工地域区分		共通仮設費 補正値	現場管理費 補正値
一般交通 影響有（1）	2車線（片側1車線）以上かつ断面交通量が5000台／日以上の車道において規制を行う場合（常時全面通行止の場合は対象外）	1．3倍	1．1倍
一般交通 影響有（2）	一般交通影響有（1）以外の車道において規制を行う場合（常時全面通行止の場合を含む）	1．2倍	1．1倍
市街地	市街地部が施工場所に含まれる場合	1．2倍	1．1倍

◇のり面仕上げ費

◇施工実態を確認し、切土・盛土のり面仕上げ費の施工歩掛等を改訂

◆切土のり面仕上げ費【土砂】

①施工能力の改訂
②労務編成・歩掛の改訂
　現行：普通作業員
　改訂：土木一般世話役、普通作業員

◆盛土のり面仕上げ費

①施工機械の改訂
　現行：ブルドーザー（21t）
　改訂：バックホウ（0.6㎥）
②施工能力の改訂
②労務編成・歩掛の改訂
　現行：普通作業員
　改訂：土木一般世話役、普通作業員

◇交通安全･管理施設工

◇施工実態を確認し、交通安全･管理施設工の撤去歩掛の見直し、新規制定

✓**撤去歩掛の見直し**

防護柵（ガードレール、ガードケーブル、ボックスビーム）、立入防止柵

✓**撤去歩掛の制定**

眩光防止網（板）、距離標、視線誘導標、中央分離帯転落防止網、落下物防止柵、車線分離標（縁石）

防護柵工事（中分ガードケーブルからガードレールに取替）

立入防止柵工事（一般型非積雪ﾀｲﾌﾟへ更新）

◇床版防水工

■床版防水工(グレードⅡ)の積算基準を新規制定

■ 適用範囲

新設床版(プレキャストPC床版含む)に適用可能

■ 積算構成

- 床版防水工
  - 床版防水工(グレードⅡ)
  - 床版部下地処理工

床版部下地処理工（研掃状況）

床版防水工

◇基礎地盤安定工

■基礎地盤安定工において3工種を新規制定

◇自走式土質改良工

建設発生土を固化材と均質に混合し改良土として使用する場合に適用

◇スラリー攪拌工（CDM工法）

軟弱地盤に対してセメント系、石灰系のスラリーを地中で攪拌する場合に適用

◇高圧噴射攪拌工

単管、二重管、三重管工法を制定

自走式土質改良工

スラリー攪拌工

◇床版取替工

■鋼橋の床版取替工について、施工実態調査を反映した積算基準を新規制定

■ 適用範囲：床版取替工

１）対象橋梁：鋼多主鈑桁橋（非合成桁）

２）床版構造：RC床版をプレキャストPC床版に取替え

３）取替方法が全断面施工

４）交通規制は終日規制

◇ロッキング橋脚耐震補強工

■ロッキング橋脚を有する橋梁の耐震補強工事に係る積算基準を新規制定

■ 積算構成（標準例）

- 橋脚
  - 構造物掘削
  - コンクリート巻立て
- 橋台
  - 構造物掘削
  - コンクリート巻立て
  - ゴム沓
  - モルタル充填
  - ＲＣ連結ジョイント
- 橋梁付属物
  - 排水管撤去・設置
  - 検査路Ｂ撤去・設置
- 付帯工
  - 舗装工
  - のり面工
  - 用・排水工
  - 交通安全・管理施設工
  - 交通規制

ロッキング橋脚を有する橋梁

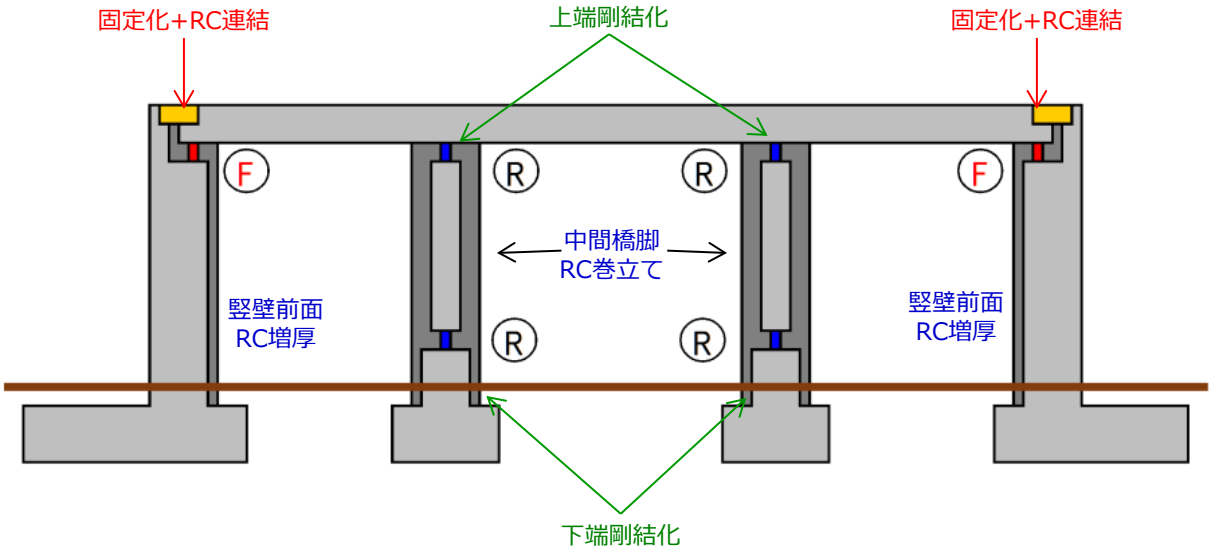

標準的な耐震補強例

◇機械式鉄筋定着工法

■鉄筋コンクリート構造物の中間帯鉄筋などに用いる鉄筋端部フックについて、鉄筋組立を容易にし、作業効率を高める機械式鉄筋定着を新規制定

◇適用構造物

- 橋梁下部構造（耐震補強を含む）
- ボックスカルバート
- 擁壁

◇適用部位

- せん断補強鉄筋
- 横拘束鉄筋

概念図※

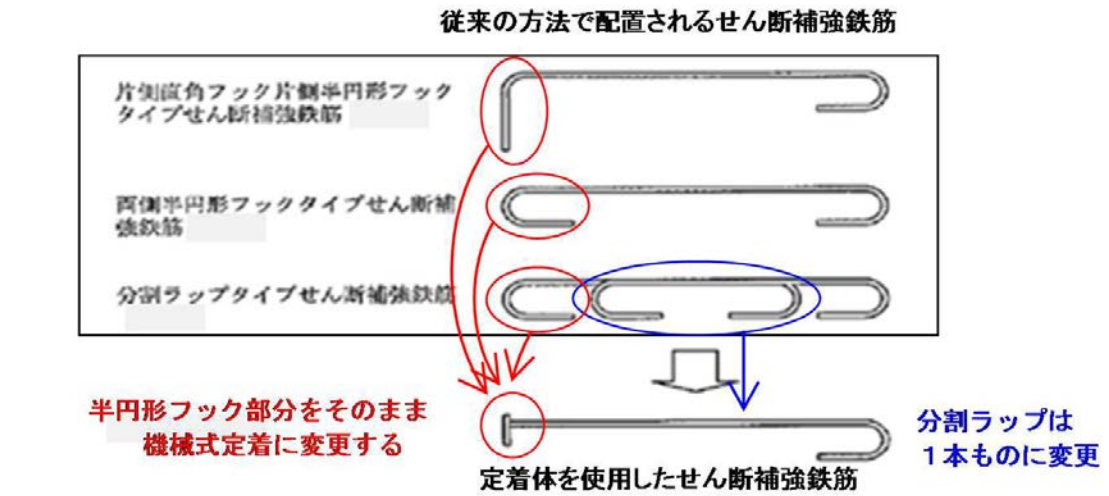

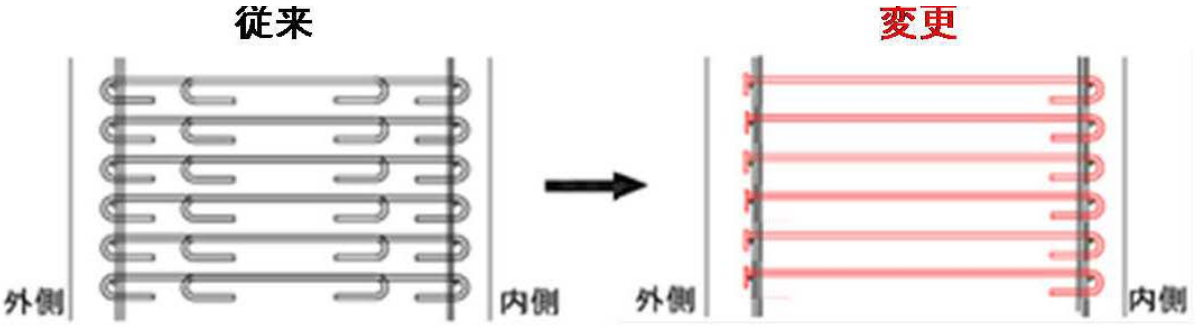

※機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドラインより引用

2. 積算基準等に関する取組み

2－3　平成29年7月の主な改訂概要（調査等積算基準）

◇設計業務

■設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による単純ミス等を解消するため、照査に要する費用【赤黄チェック】を考慮した歩掛に改訂

➢ 対象とする設計業務

道路、連絡等施設、附帯工、舗装、構造物、トンネルにおける詳細設計
（ただし、構造物設計は「基本設計」を含む）

赤黄チェックの実施例

1.3.2 保有耐力法

橋軸方向

	タイプIの設計震度，分担重量				タイプIIの設計震度，分担重量			
	CIzkhco	khg	0.4CIz	Wu (kN)	CIIzkhco	khg	0.4CIIz	Wu (kN)
正方向	1.0234	0.50	0.40	10900.00	1.1969	0.80	0.40	11000.00

橋軸直角方向

	タイプIの設計震度，分担重量				タイプIIの設計震度，分担重量			
	CIzkhco	khg	0.4CIz	Wu (kN)	CIIzkhco	khg	0.4CIIz	Wu (kN)
正方向	1.0666	0.50	0.40	10900.00	1.2605	0.80	0.40	11100.00

CIzkhco ： 地域別補正係数×設計水平震度（タイプI ）の標準値
CIIzkhco: 地域別補正係数×設計水平震度（タイプII）の標準値
Khg: 地盤面における設計水平震度
0.4CIz ： 道示V（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプI）
0.4CIIz: 道示V（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプII）
Wu: 橋脚が支持している上部工重量

設計計算書

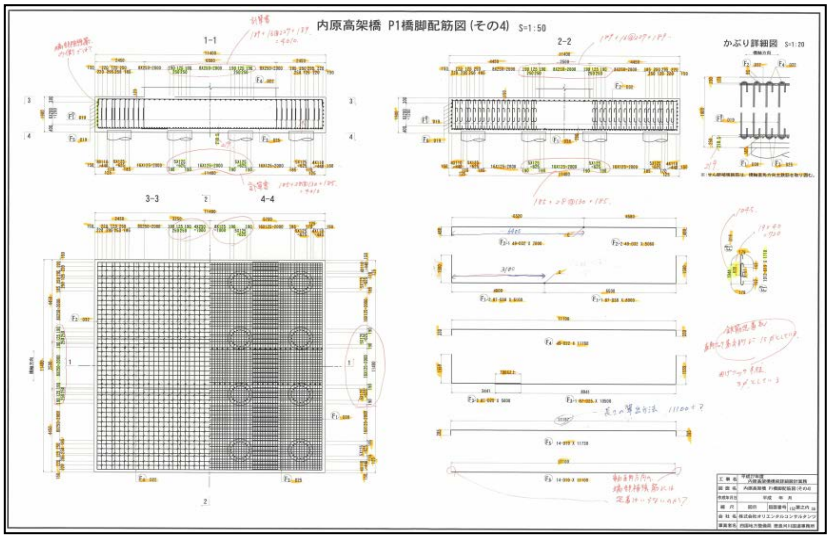

設計図

3. 工事管理等に関する取組み

◇円滑かつ公正・適切な契約変更等に係る取組み

①設計変更ガイドラインの策定

☛交付図書における契約条件の明確化の一層推進と工事・調査等業務における受発注者間の円滑かつ公正・適切な契約変更の実施を目的に以下に示す設計変更ガイドラインを平成27年1月に策定し、公表しています。

◇土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年7月）

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/pdfs/engineering_works17070301.pdf

＜改訂経緯＞

H27.4　割掛対象表参考内訳書の追加等

H28.7　土木工事共通仕様書の改訂に伴う割掛対象表等の改訂

H29.7　部分使用の手続きの流れを追加

　　土木工事共通仕様書の改訂に伴う割掛対象表等の改訂

◇調査等請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年7月）

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/pdfs/engineering_works17070302.pdf

＜改訂経緯＞

H29.7　設計業務の「照査」において、標準的な照査項目を記載した「設計照査の手引き」を参考に実施する旨追記

設計照査の手引き　http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h29/0703b/pdfs/01.pdf

◇円滑かつ公正・適切な契約変更等に係る取組み

②工事関係書類提出マニュアルの策定

☛ 土木工事共通仕様書や施工管理要領に記載されている工事関係書類について、紙とデータの二重提出を防止するため、契約締結後に本マニュアルに基づき、個々の書類の提出媒体について受発注者で確認することとしました。

　また、工事管理を行ううえで、組織や人の判断の違いにより生じている課題を解消するため、「現場管理の留意点」として各種課題に対する考え方や取組み事例を記載しました。

◇工事関係書類提出マニュアル（平成29年7月）

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h29/0703b/pdfs/02.pdf

第1章　目的
第2章　工事関係書類一覧表（提出時期、作成者、提出媒体(標準)、保存者等）
第3章　現場管理の留意点（効率化に向けた取組み事例）

◇市場動向の変化等に係る取組み

①スライド条項の適用（単品スライド、インフレスライド）

☛ 昨今の資材、労務単価の急激な変動に対応するため、契約書第25条の運用を実施しています。

◆単品スライド条項（契約書第25条第5項）

原材料価格の変動に起因する工事資材価格の変動に対応するため工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）を適用

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h20/0912/

◆インフレスライド条項（契約書第25条第6項）

賃金等の急激な変動に対応するため、工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)を適用

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h26/0210/

◇市場動向の変化等に係る取組み

②地域外からの労働者・建設資材調達に係る設計変更（試行）

☛契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった（地域外からの調達を余儀なくされた場合など）場合、必要となる費用について設計変更を行うことを試行しています。

③設計単価の改訂

☛市場における材料単価等の変動に対応するため、当社が設定する設計単価を年4回改訂しています。（4月、7月、10月、1月）